

令和8年2月19日

令和8年第2回守山市教育委員会定例会提出議案

令和8年2月19日

令和8年第2回守山市教育委員会定例会提出議案目次

|      |                                                                |    |
|------|----------------------------------------------------------------|----|
| 議第1号 | 守山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・         | 3  |
| 議第2号 | 令和8年度守山市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・         | 11 |
| 議第3号 | 令和8年度守山市育英奨学事業特別会計予算案に関する意見について・・・・                            | 14 |
| 議第4号 | 令和7年度守山市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 議第5号 | 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・           | 20 |
| 議第6号 | 守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・           | 24 |
| 議第7号 | 守山市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・                             | 34 |

議第 1 号

守山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

守山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

# 守山市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

# 目次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 .....              | 3 |
| 2. 目標と計画の期間 .....              | 4 |
| 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....   | 5 |
| 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて ..... | 7 |

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

第3期「守山市教育大綱」では「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」を基本理念として掲げ、その推進に当たっては「すべてのひとがともに学び支え合う」ことが必要であるとしている。この基本理念は、本市が目標とする教育の方向性を示すものであり、その実現のために、「学びを豊かに支える」を柱の一つと位置付けている。

その柱の中で、子どもたちが笑顔で学校園生活を送るために、教職員がいそいそと働き、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、働きやすい職場環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの確保を図るとされており、本計画は、本市の教育理念の実現に向け、設置者の責任の下、適正な業務量管理及び教育職員の健康確保に必要な措置を講じることを目的とするものである。

## (2) 本市の現状

本市では、学校における働き方改革推進のために、「勤務時間の適正化」、「学校業務の効率化」、「多様な人材の活用」、「家庭・地域との連携、協力」「働きやすい職場づくり」などの取組を進めてきた。また、部活動に関しては、部活動ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、令和7年度には、部活動改革のための取組を始めたところである。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| 校 種     | 年平均     | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|---------|---------|-------------|-------------|
| 守山市小中学校 | 38.3 時間 | 38.4%       | 9.2%        |
| 市内小学校   | 34.9 時間 | 32.1%       | 6.5%        |
| 市内中学校   | 44.4時間  | 49.6%       | 14.1%       |

時間外在校等時間が45時間を上回る割合が38.4%となっており、特に中学校においてはその割合が半数に迫る状況である。また、月80時間を上回る教員が9.2%を占めていることも看過できない。教員が心身の健康を保ちながら本来の業務に専念し、質の高い教育を持続するためには、業務の見直しや効率化等により時間的な余裕を創出することが必要である。

上記のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

## 2. 目標と計画の期間

本計画において達成を目指す目標と期間は以下のとおりとする。

| 時間外在校等時間に関する目標           |                                               |              |              |              |
|--------------------------|-----------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 目 標                      |                                               | 実態(R6)       | 中間目標(~R9)    | 最終目標(~R11)   |
| (1)                      | 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする             | 38.3時間       | 34 時間        | 30 時間        |
| (2)                      | 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする                 | 61.6%        | 80%          | 100%         |
| (3)                      | 1か月時間外在校等時間が80 時間超の割合を0%にする                   | 9.2%         | 5%           | 0%           |
| ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 |                                               |              |              |              |
| 目 標                      |                                               | 実態(R6)       | 中間目標(~R9)    | 最終目標(~R11)   |
| (1)                      | 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16 日以上にする                    | 13.2 日       | 14.6 日       | 16 日         |
| (2)                      | 市の教職員アンケートにおける、職場ははたらきやすいと感じる割合を 80%まで高める     | 71.2%        | 75%          | 80%          |
| (3)                      | 市の教職員アンケートにおける、やりがいをもって仕事に取り組んでいる割合を 90%まで高める | 83.0%        | 87%          | 90%          |
| (4)                      | ストレスチェックにおける、高ストレス者の割合を5%まで減少させる              | 12.4%        | 8.5%         | 5%           |
| (5)                      | ストレスチェックにおける、健康リスクの値を 90 以下とする ※全国平均は100      | 小 99<br>中 96 | 小 95<br>中 93 | 小 90<br>中 90 |

### 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ①学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・スクールガードによる見守り活動を推進する。
- ・登下校時の保護者・地域住民による「ながら見守り」を啓発する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、守山警察署等と連携し、児童生徒を意識したパトロールにゆだねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・警察との連携会議等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・「学校への要望・苦情等への具体的対応マニュアル」を有効活用し、必要に応じて市のスクールロイヤーと連携し、適切な対応に努める。また、不当な要求などに対しては、行政機関の責任において対応できる体制の構築に努める。

##### ②教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答や事務処理の軽減

- ・調査・統計等については、国や県からの依頼や市の教育行政上真に必要なものに絞るとともに校務支援システムの機能や Web 回答による集計機能等を活用することによって、文書事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、令和 11 年度までに共同学校事務室を整備する。

◇学校プールの施設・設備の管理

- ・令和 12 年度までに、水泳の授業や部活動は、学校外のプール施設で実施することで、プール管理業務をなくす。

◇部活動の地域展開

- ・令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動についても、休日の部活動と同様に地域展開を推進する。

##### ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等の配置の充実に努める。
- ・校務支援システムの機能や自動採点ソフト等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ICT 支援員の配置を拡充し、計画的に市内全小中学校を巡回して、機器の設定やアカウント管

理などを行う「校務支援」、授業中のサポートやトラブル対応を行う「授業支援」、教員向け研修などを行う「ICT 活用促進」などを行う。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員など、医療・福祉に関する支援員などを学校へ派遣する。

### (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、**教室環境の維持に配慮したうえで**の清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、成績処理業務や出欠管理業務などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた点検を実施し、改善を図っていく。また、生成 AI 技術を有効に活用し、文書作成などの負担を削減する。
- ・勤務時間外の自動応答電話機能を有効に運用する。
- ・地域学校協働活動等による外部人材を活用する。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には**管理職による面談**を行い医師による面接指導を促進するとともに、**その後改善されない場合には医師による面接指導を行う。**
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・校内ハラスメントや心身の健康問題についての相談窓口を学校教育課に設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。)

- ・実効性のある定時退勤日の取組を進める。

## 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間と年休取得日数の状況を把握し、毎年度、守山市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムにより、**校長・教頭・全教職員それぞれの区分ごとに**把握する。年休取得状況は年休簿を用いて年度単位で把握する。ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成状況については、市のアンケートやストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

議第 2 号

令和 8 年度守山市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和 8 年度守山市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

## 令和8年度守山市一般会計予算案

### 1 歳入歳出予算（教育委員会関係のみ抜粋）

（単位：千円、％）

| 一般会計総額（A）  | 教育費（B）    | 構成比（B） / （A） |
|------------|-----------|--------------|
| 36,800,000 | 4,759,850 | 12.9         |

#### 歳 入

（単位：千円）

| 款             | 項        | 金額         |
|---------------|----------|------------|
| 13            | 分担金及び負担金 | 998        |
|               | 1 負担金    | 998        |
| 14            | 使用料及び手数料 | 10,803     |
|               | 1 使用料    | 10,655     |
|               | 2 手数料    | 148        |
| 15            | 国庫支出金    | 244,048    |
|               | 2 国庫補助金  | 244,048    |
| 16            | 県支出金     | 334,756    |
|               | 2 県補助金   | 334,730    |
|               | 3 県委託金   | 26         |
| 17            | 財産収入     | 379        |
|               | 1 財産運用収入 | 379        |
| 21            | 諸収入      | 280,573    |
|               | 5 雑入     | 280,573    |
| 22            | 市債       | 157,300    |
|               | 1 市債     | 157,300    |
|               | 合計       | 1,028,857  |
| 歳入合計（守山市一般会計） |          | 36,800,000 |

#### 歳 出

（単位：千円）

| 款             | 項       | 金額         |
|---------------|---------|------------|
| 10            | 教育費     |            |
|               | 1 教育総務費 | 678,086    |
|               | 2 小学校費  | 395,798    |
|               | 3 中学校費  | 245,528    |
|               | 4 幼稚園費  | 760,188    |
|               | 5 社会教育費 | 1,334,412  |
|               | 6 保健体育費 | 1,345,838  |
|               | 合計      | 4,759,850  |
| 歳出合計（守山市一般会計） |         | 36,800,000 |

## 2 債務負担行為

| 事 項              | 期 間             | 限度額                                          |
|------------------|-----------------|----------------------------------------------|
| 伊勢遺跡整備用地取得事業     | 令和8年度から令和10年度まで | 349,801千円<br>(ただし、守山市土地開発公社の借入れに対する利息を加算する。) |
| 小中学校水泳授業送迎バス購入事業 | 令和8年度から令和9年度まで  | 52,430千円                                     |

## 3 地方債

| 起債の目的                | 限度額      | 起債の方法      | 利 息                                                            | 償還の方法                                                                                                     |
|----------------------|----------|------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 立入が丘小学校<br>校舎防水改修事業  | 52,400千円 | 普通貸借又は証券発行 | 4.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融通条件により、銀行との他の場合には、その債権者と協定するものによる。<br>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 玉津小学校<br>予防改良事業債     | 6,100千円  |            |                                                                |                                                                                                           |
| 明富中学校<br>校舎防水改修事業債   | 20,700千円 |            |                                                                |                                                                                                           |
| 市民運動公園屋内温水プール整備事業債   | 26,800千円 |            |                                                                |                                                                                                           |
| 小学校グラウンド<br>照明更新等事業債 | 8,500千円  |            |                                                                |                                                                                                           |
| 守山市民ホール<br>整備事業債     | 42,800千円 |            |                                                                |                                                                                                           |

議第 3 号

令和 8 年度守山市育英奨学事業特別会計予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和 8 年度守山市育英奨学事業特別会計予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

令和8年度守山市育英奨学事業特別会計予算案

1 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款    | 項           | 金額     |
|------|-------------|--------|
| 1    | 財産収入        | 477    |
|      | 1 財産運用収入    | 477    |
| 2    | 繰入金         | 14,872 |
|      | 1 一般会計繰入金   | 8,032  |
|      | 2 育英奨学基金繰入金 | 6,840  |
| 3    | 繰越金         | 1,500  |
|      | 1 繰越金       | 1,500  |
| 4    | 諸収入         | 4,251  |
|      | 1 貸付金元金収入   | 4,251  |
| 歳入合計 |             | 21,100 |

歳 出

(単位：千円)

| 款  | 項       | 金額     |
|----|---------|--------|
| 1  | 育英事業費   | 21,100 |
|    | 1 育英事業費 | 21,100 |
| 合計 |         | 21,100 |

議第4号

令和7年度守山市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和7年度守山市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和8年2月19日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

令和7年度守山市一般会計補正予算案（第10号）《令和8年3月定例会会議提案》

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額       | 計          |
|----------|---------|------------|-----------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 7,973,250  | 48,946    | 8,022,196  |
|          | 2 国庫補助金 | 17,159     | 36,839    | 53,998     |
| 16 県支出金  |         | 2,945,349  | 14,240    | 2,959,589  |
|          | 2 県補助金  | 20,330     | 415       | 20,745     |
| 19 繰入金   |         | 2,423,817  | △ 935,900 | 1,487,917  |
|          | 2 基金繰入金 | 659,365    | △ 67,900  | 591,465    |
| 21 諸収入   |         | 1,346,000  | △ 66,478  | 1,279,522  |
|          | 5 雑入    | 26,283     | △ 9,570   | 16,713     |
| 22 市債    |         | 1,677,800  | 178,200   | 1,856,000  |
|          | 1 市債    | 341,900    | 100,100   | 442,000    |
| 歳入合計     |         | 39,230,303 | 28,200    | 39,258,503 |

歳 出

(単位：千円)

| 款      | 項        | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|--------|----------|------------|----------|------------|
| 10 教育費 |          | 4,640,219  | 92,129   | 4,732,348  |
|        | 1 教育総務費  | 692,289    | 165      | 692,454    |
|        | 2 小学校教育費 | 607,898    | 185,364  | 793,262    |
|        | 3 中学校教育費 | 613,121    | △ 61,000 | 552,121    |
|        | 4 幼稚園教育費 | 713,300    | △ 28,000 | 685,300    |
|        | 5 社会教育費  | 862,812    | △ 21,600 | 841,212    |
|        | 6 保健体育費  | 1,150,799  | 17,200   | 1,167,999  |
| 歳出合計   |          | 39,230,303 | 28,200   | 39,258,503 |

2 繰越明許費補正

(追加)

| 款      | 項      | 事業名           | 金額        |
|--------|--------|---------------|-----------|
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 速野小学校長寿命化改良事業 | 197,364千円 |

3. 地方債補正

(追加)

| 起債の目的         | 限度額           | 起債の方法      | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                                 |
|---------------|---------------|------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 速野小学校長寿命化改良事業 | 千円<br>150,400 | 普通貸借又は証券発行 | 4.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |

(変更)

| 起債の目的          | 補正前           |            |                                                                |                                                                                                       | 補正後           |        |        |        |
|----------------|---------------|------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|--------|--------|
|                | 限度額           | 起債の方法      | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                                 | 限度額           | 起債の方法  | 利率     | 償還の方法  |
| 中学校体育館空調設備整備事業 | 千円<br>326,900 | 普通貸借又は証券発行 | 4.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>276,600 | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ |

議第 5 号

守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(守山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 守山市職員の給与に関する条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「100分の5」を「100分の4」に改める。

第15条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ定める額」を「69,100円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからタまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第9項を第10項とし、同条第8項中「自動車等に係る」を「自動車等および駐車場等に係る」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「最初の月」を「最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則に定める場合にあつては、その翌月）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「および特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）」を「（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および前項第1号に定める額」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 守山市教育公務員の給与に関する条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「100分の5」を「100分の4」に改める。

第15条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ定める額」を「69,100円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからタまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第9項を第10項とし、同条第8項中「自動車等に係る」を「自動車等および駐車場等に係る」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「最初の月」を「最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則に定める場合にあつては、その翌月)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「および特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)」を「(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)および前項第1号に定める額」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、69,100円を超えない範囲内で

自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が定める額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号に定める額

第7条に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が管理者が定める要件を満たすものに限る。この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として管理者が定める額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 6 号

守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(守山市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 守山市職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

「扶養親族」を「家族」に改め、「前職務相当の」を削る。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。

第2条第1項第4号中「もしくはその家族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「主として職員の収入によって、生計を維持している者」を「職員と生計を一にする者」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第1項第8号および第9号を削り、同条第2項を削り、同条第3項ただし書を削り、同項を同条第2項とする。

第3条第2項中「赴任のため、」を「赴任のための」に改め、同項第1号中「(免職を含む。)」を「、免職」に改め、同条第4項中「公務の旅行」を「公務の遂行」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条

第3項の規定により旅行命令もしくは旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け、または死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となった金額または支出を要する金額で、任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項、第4項および第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行なわれなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、当該事項を通知するいとまがない場合その他任命権者が定める場合には、口頭により旅行命令等を発し、またはその変更をすることができる。

第5条第1項中「に因り」を「により」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやか」を「速やか」に改める。

第6条第1項中「、日当、宿泊料および食卓料」を「、宿泊料、包括宿泊料および宿泊手当」に改め、同条第5項中「実費額」を「旅客運賃等」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「定額」を「基準額の範囲内の実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 包括宿泊料は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、交通費の額および宿泊料の合計額とする。

第6条第8項を次のように改める。

- 8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第7条第1項中「、家族移転料、支度料、死亡手当、日額旅費」を「および家族移転料」に改め、同条第2項中「一定距離当りの」を削り、同条第3項中「、定額により」を削り、同条第5項を削る。

第8条中「因り」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

2 旅費の計算において円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第9条第1項中「、鉄道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては、200キロメートル、陸路旅行にあつては、50キロメートルについて」を「、路程400キロメートルについて」に、「こえる」を「超える」に改める。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第12条中「年度の経過、職務の級の変更等」を「年度の経過等」に改め、「その必要が生じた後の」を削る。

第13条第1項中「精算をしようとするもの」を「精算しようとする者ならびに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者」に、「当該旅費の支払をするもの（以下「支払相当者等」という。）」を「当該旅費もしくは当該金額を支出する者（以下「支出命令者」という。）」に、「旅費額」を「旅費または旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「または旅費に相当する金額」を加え、「全額の支給」を「支給または支払」に改める。

第14条から第17条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。次項および第17条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 第1項第5号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、公務上の必要その他特別の事情があるもの（任命権者が市長と協議して定めるものに限る。）に該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第15条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する

船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下この条および第17条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 第1項第4号に規定する特別船室料金は、特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行で、公務上の必要その他特別の事情があるもの(任命権者が市長と協議して定めるものに限る。)に該当する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第16条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項および次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難いため航空機を利用した場合に限り支給するものとする。その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 特別座席料金は、任命権者が市長と協議して定める旅行に該当するときに限り、支給する。

(車賃)

第17条 車賃の額は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、第2項から第7項までに掲げる費用の合計額とする。ただし、第4項から第7項までに掲げる費用は、公務のため特に必要と認められるものに限る。

2 自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)による旅行(旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。)の場合の車賃の額は、1キロメートルにつき20円とし、その計算方法等は次のとおりとする。

(1) この項に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定によ

り区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(2) 前号の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- 4 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 5 前2項に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- 6 前3項に掲げる費用に付随する費用
- 7 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、有料道路の料金その他の任命権者が市長と協議して定める料金を必要とした場合は、前各項に規定する額のほか、その実費額を車賃として支給する。

第18条を削り、第19条中「別表第1の定額による」を「別表の宿泊料基準額の範囲内の実費額とする」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（包括宿泊料）

第19条 包括宿泊料は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定による交通費の額および第18条の規定による宿泊料の合計額とする。

第20条から第22条までを次のように改める。

（宿泊手当）

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

（移転料）

第21条 移転料の額は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号もしくは第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に定める方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して

家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として任命権者が市長と協議して定めるものを除くものとする。
- 3 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊料および宿泊手当の合計額とする。

第23条第1項中「日当、宿泊料、食事料」を「宿泊料、宿泊手当」に改め、同項第2号中「第21条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、」を「赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に」に、「相当する要」を「相当する額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1号中「鉄道費」を「鉄道賃」に改め、同条第2号中「別表1の宿泊料定額」を「別表の宿泊料基準額」に改める。

第26条第1項第1号アを次のように改める。

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、またはその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

第26条第1項第1号イ中「退職等の命令の通達を受けた日」を「退職等を知った日」に改める。

第27条第3項中「鉄道費」を「鉄道賃」に、「、車賃および食事料」を「および車賃」に改める。

第28条第1項中「旅費に関して他から補給を受けまたは公用の交通機関、宿泊施設等を利用した場合その他」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「(日当を除く。)」を削る。

第29条中「そのつど市長が」を「その都度任命権者が市長と協議して」に改める。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第32条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項および第17条第1項に掲げる各費用について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊料、包括宿泊料、移転料、着後手当（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転料（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第18条、第19条、第21条、第22条および第23条第1項各号の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第33条 支出命令者は、旅行者または旅行役務提供者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

別表第1を削り、付則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第18条、第25条関係）

宿泊料基準額

| 区分     | 宿泊料基準額        |           |
|--------|---------------|-----------|
|        | 甲地方           | 乙地方       |
| すべての職員 | 1夜につき 15,600円 | 同 10,800円 |

備考 宿泊料基準額の欄中甲地方とは、東京都および地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

(守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(費用弁償)

第6条 議員が、公務のために内国旅行したときは、別表第2に定めるところにより費

用弁償を支給する。ただし、別表第2に定めるもの以外の費用弁償の額は一般職の職員の旅費の例により支給する。

- 2 議員が、公務のために外国に旅行したときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところに準じ、費用弁償を支給する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

| 区分  | 宿泊料基準額      |             |
|-----|-------------|-------------|
|     | 甲地方         | 乙地方         |
| 議長  | 円<br>21,200 | 円<br>14,600 |
| 副議長 |             |             |
| 議員  |             |             |

備考 宿泊料基準額の欄中甲地方とは、東京都および地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）の指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（守山市特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部改正）

- 第3条 守山市特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

| 区分  | 宿泊料基準額      |             |
|-----|-------------|-------------|
|     | 甲地方         | 乙地方         |
| 市長  | 円<br>21,200 | 円<br>14,600 |
| 副市長 |             |             |
| 教育長 |             |             |

備考 宿泊料基準額の欄中甲地方とは、東京都および地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の関係条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議第 7 号

守山市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市職員定数条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市職員定数条例の一部を改正する条例

守山市職員定数条例（平成元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「374人」を「419人」に改め、同項第8号中「45人」を「50人」に改め、同項第9号中「540人」を「590人」に改め、同条第2項中「30人」を「50人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。